

請 願 文 書 表

令和7年9月1日配付

総務文教常任委員会付託

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度
政府予算に係る意見書採択の請願書

- 1 受 理 番 号 第1号
- 2 受理年月日 令和7年8月21日
- 3 請 願 者 淡路市志筑新島6-2
 津名教職員組合 執行委員長 川畑 大和
- 4 紹 介 議 員 多田 耕造

5 請願の趣旨及び理由

【請願趣旨・理由】

厳しい財政状況の中、独自財源を活用して人的措置等を実施する自治体も存在する一方で、自治体間で教育格差が生じることが深刻な問題となっています。義務教育費国庫負担制度に関しては、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた経緯があり、国としては定数改善にむけた財源保障を強化し、全国どこに住む子どもでも一定水準の教育を受けられることを憲法上の要請としています。

また、現在、学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置などといった多岐にわたる課題が山積しており、文部科学省の調査（20年度）では小・中・高を合わせた不登校児童・生徒数が41万人を超え、特に小・中学校で11年連続増加し過去最高となっている現状があります。そのような中で、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することが困難になっています。学校の働き方改革を推進するためには、加配教員の増員や少数職種の配置改善を含む教職員定数の見直しが不可欠です。また、2020年度の法改正により小学校の学級編制標準は25年度までに35人に引き下げられ、中学校では26年度から引き下げる方針となっています。今後は高等学校においても早期実施をはかるとともに、よりきめ細かな教育活動を実現するために、小中学校における学級編制標準の更なる引き下げと少人数学級の実現がもとめられます。子どものゆたかな学びと育ちを保障するための条件整備が不可欠であるとともに、実効性のある働き方改革を実現するためには、自治体による「業務の3分類」などの施策に必要な財政措置の充実も強くもとめられています。

さらに、現状の教育課程基準に沿って設定された学校のカリキュラムは、授業の時数と内容が過度に詰め込まれているため、子どもも教職員も極めて大きな負担を強いられている状態です。このため、次期学習指導要領では内容の精選と標準授業時数の削減が強くもとめられます。

こうした観点から、2026年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

【請願事項】

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減はおこなわないこと。
- 4 小・中学校のさらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
あわせて、高等学校での３５人学級を早急に実施すること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。
- 6 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。
- 7 子どものゆたかな学びと育ちを保障するため、授業の時数と内容が過度に詰め込まれている状態の早期改善にむけ、学習指導要領の内容の精選等をおこなうこと。

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、２０２６年度
政府予算に係る意見書（案）

厳しい財政状況の中、独自財源を活用して人的措置等を実施する自治体も存在する一方で、自治体間で教育格差が生じることが深刻な問題となっています。義務教育費国庫負担制度に関しては、２００６年に国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた経緯があり、国としては定数改善にむけた財源保障を強化し、全国どこに住む子どもでも一定水準の教育を受けられることを憲法上の要請としています。

また、現在、学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置などといった多岐にわたる課題が山積しており、文部科学省の調査（２０年度）では小・中・高をあわせた不登校児童・生徒数が４１万人を超え、特に小・中学校で１１年連続増加し過去最高となっている現状があります。そのような中で、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することが困難になっています。学校の働き方改革を推進するためには、加配教員の増員や少数職種の配置改善を含む教職員定数の見直しが不可欠です。また、２０２０年度の法改正により小学校の学級編制標準は２５年度までに３５人に引き下げられ、中学校では２６年度から引き下げる方針となっています。今後は高等学校においても早期実施をはかるとともに、よりきめ細かな教育活動を実現するために、小中学校における学級編制標準の更なる引き下げと少人数学級の実現がもとめられます。子どものゆたかな学びと育ちを保障するための条件整備が不可欠であるとともに、実効性のある働き方改革を実現するためには、自治体による「業務の３分類」などの施策に必要な財政措置の充実も強くもとめられています。

さらに、現状の教育課程基準に沿って設定された学校のカリキュラムは、授業

の時数と内容が過度に詰め込まれているため、子どもも教職員も極めて大きな負担を強いられている状態です。このため、次期学習指導要領では内容の精選と標準授業時数の削減が強くもとめられます。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減はおこなわないこと。
- 4 小・中学校のさらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。あわせて、高等学校での35人学級を早急に実施すること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。
- 6 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。
- 7 子どものゆたかな学びと育ちを保障するため、授業の時数と内容が過度に詰め込まれている状態の早期改善にむけ、学習指導要領の内容の精選等をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年 月 日

兵庫県淡路市議会議長 唄下 博史

提出先

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣 石破 茂 様

財務大臣 加藤 勝信 様

総務大臣 村上 誠一郎 様

文部科学大臣 あべ 俊子 様

令和7年8月21日

請願趣旨説明等の申出

淡路市議会議長 岨下 博史 様

この度の請願「子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書」の採択を求める請願の審査に際しては、淡路市議会請願及び陳情取扱要綱6条および7条により、趣旨説明をさせていただきたいと考えております。日程が確定次第、ご連絡いただければ幸いです。

どうしても調整が見つからない場合は、請願趣旨に沿って、紹介議員より当方の趣旨をご説明いただければと存じます。

ご配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

津名教職員組合

書記長 平田 雅士